

「〇〇教育委員会から愛媛県に提出された『いじめに関する調査（別紙 2）』、『長期欠席に関する報告書（別紙様式 2）』、『長期欠席に関する個票（様式 2）』の中にある審査請求人に関する情報」部分開示決定

## 第 1 愛媛県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

令和 3 年 8 月 19 日付けで愛媛県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が行った部分開示決定は、妥当である。

## 第 2 審査請求に至る経緯

### 1 個人情報開示請求及び請求に対する決定

審査請求人は、令和 3 年 8 月 3 日、愛媛県個人情報保護条例（平成 13 年愛媛県条例第 41 号。以下「条例」という。）第 17 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「〇〇教育委員会から愛媛県に提出された『いじめに関する調査（別紙 2）平成 29 年度 5、6、7、10、11、12 月分（修正前、修正後含む）』（以下「文書 1」という。）、『長期欠席に関する報告書（別紙様式 2）平成 29 年度 12、1、2、3 月分』（以下「文書 2」という。）、『長期欠席に関する個票（様式 2）平成 29 年度 12、1、2、3 月分』（以下「文書 3」という。）〇〇、〇〇、〇〇、〇〇等の記述のある部分全て いじめ防止基本方針にもあるように加害者への指導内容全て」について個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、本件開示請求に対し、令和 3 年 8 月 19 日付けで部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

### 2 非開示とした部分及び理由

非開示とした部分は、審査請求人の子以外の生徒等の個人の内容に関する部分及び学校側の対応等に関する部分で、その理由は、これらの情報は条例第 19 条第 2 項第 1 号又は第 7 号に該当し、開示することにより審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため又は指導、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

### 3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 3 年 11 月 12 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

### 第3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する部分開示とした理由は、おおむね次のとおりである。

#### 1 個人情報部分開示決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が部分開示決定の取消しを求める本件公文書は、〇〇教育委員会から愛媛県に提出された前述の文書1から文書3である。

#### 2 本件公文書を部分開示とした理由

##### (1) 非開示とした部分

###### ア 文書1

- ① 加害児童生徒の学年、組、氏名、性別、生徒から確認がとれた内容及び生徒に対する指導の内容並びに開示請求者(審査請求人)以外の者との面談等の内容
- ② 学校側の対応等に関する部分

###### イ 文書2

長期欠席者の学年、性別、理由ごとの人数、開示請求者の子以外の長期欠席者の氏名、学年、性別、理由及び30日に達した月

###### ウ 文書3

「学校側の対応等」欄の記載内容及び「今後の方針や指導上の困難点」欄の記載内容

##### (2) 非開示とした理由

###### ア 文書1の①の個人情報について

当該情報は、開示請求者及び開示請求者の子以外の個人に関する情報である。当該情報を開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第19条第2項第1号に該当すると判断した。

審査請求人は、「審査請求人は…いじめの加害児童及びその親を相手に損害賠償請求訴訟を提起し…和解で終結している。そのため、審査請求人はいじめ加害者の氏名やその親の氏名を知っており、このことは、当然、いじめ加害者側も知っている」として、当該情報の開示を行ったとしても、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれはない旨を主張している。

愛媛県個人情報保護条例の解釈及び運用基準では、開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがないものの例として「開示請求者が当該個人情報を知っていることが客観的に明らかであるもの」を挙げているが、実施機関は審査請求人が提起した訴訟の当事者ではないため、審査請求人が当該訴訟の遂行によって如何なる個人情報を知ったのかを了知し得る立場にない。そのため、対象公文書に記載されている情報の中から「開示請求者が当該個人情報を知っていることが客観的に明らかであるもの」を選別して開示することは不可能である。

なお、当該情報のうち加害児童生徒の学年、組、氏名及び性別については、開示請求者の子が被害児童生徒であるいじめ事案（以下「本件いじめ事案」という。）に係る学校の対応の経緯から、開示請求者がこれを知っていることは客観的に明らかであると認められる。しかしながら、加害児童生徒の氏名は、仮に公になるようなことがあれば、当該児童生徒の社会的評価を著しく低下させ、その回復が極めて困難な事態が生じ、さらには当該児童生徒及びその保護者等に対して非難、

中傷等が行われるおそれがある情報である。

仮に氏名を非開示とし、学年、組、性別に限って開示したとしても、対象公文書には開示請求人の子及び加害児童生徒の部活動等様々な情報が記載されているため、学校関係者など特定の立場にある者はこれらの情報を照合して個人の特定に至る可能性がある（特定人基準）。加害児童生徒の特定に至らずとも、当該年度に当該学年、組、部活動に在籍していた他の児童生徒に対してまで本件いじめ事案の加害者ではないかとの憶測が及ぶことになる。

平成 29 年 3 月 2 日神戸地方裁判所判決（平成 28 年（行ウ）第 26 号）は、個人情報開示の判断は原則として、一般人を基準として、通常の方法により入手しあるいは入手し得る情報との照合の結果、特定の個人を識別できることが相当程度の確実性をもって可能と認められる場合に限り非開示とすべきことを判示する一方で、「特定の個人が識別され、当該個人のプライバシーにかかわる情報が開示されることにより（中略）当該個人の社会的評価が著しく低下し、その回復が極めて困難な事態が生じる相当程度の蓋然性が認められる場合は格別」として例外を認め、情報の性質や記載内容等によっては特定人基準に拠り判断することが相当と認めている。

当該情報は、児童生徒の個人情報の取扱いに関し極めて慎重な対応が要請されている昨今の社会情勢を鑑み、その最善の利益を考慮すると、その性質上極めて慎重な配慮がなされてしかるべきものであり、特定人基準により個人識別に至る可能性を考慮してこれを非開示としたものである。

#### イ 文書 2 の個人情報について

当該情報は、開示請求者の子以外の個人に関する情報である。当該情報を開示することにより開示請求者の子以外の個人の長期欠席の理由が特定され、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 1 号に該当すると判断した。

#### ウ 文書 1 の②及び文書 3 の個人情報について

当該情報は、本件いじめ事案に関する学校の個別具体的な対応を記載した部分であり、開示することにより、いじめ事案に係る県の指導、相談等の事務に関して関係者間の信頼関係を損なうなど、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 7 号に該当すると判断した。

審査請求人は、当該学校側の対応は既に終了した内容であるため、今後、審査請求人（開示請求者）の子に対する学校側の対応が行われることはなく、開示を行ったとしても、指導、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない旨を主張している。

しかしながら、当該情報には、開示請求者に関する対応内容だけでなく、開示請求者以外の関係者に関する対応内容も含まれている。また、本件いじめ事案の関係者の言動等に関する学校側の考え方や対応方針等も含まれている。このような情報は、既に対応を終了した過去の事案に関するものであっても、開示することにより関係者間の信頼関係を損なうおそれがあることに変わりはない。

また、いじめ事案に関して学校が関係者から聞き取った内容が当該関係者以外の者に開示されることになれば、今後、関係者から率直な意見を聞き取ることが

困難になるおそれがあるほか、いじめ事案の対応に当たる教職員が詳細な事実関係や率直な評価、意見を記述することをためらい、調査の記録が抽象化、形骸化する可能性があるなど、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

## 第4 審査請求の内容

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、非開示決定に関する部分を取り消し、開示請求に係る個人情報の開示を求めるというものである。

### 2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において主張する審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 部分開示の理由として、「開示請求者以外の者の個人情報が含まれており、開示することにより、当該開示請求者以外の、個人の権利利益を害するおそれがあるため」、としているが、審査請求人は、〇〇の法定代理人として、いじめの加害者及びその親を相手に損害賠償請求訴訟を松山地方裁判所〇〇支部に提起し、和解で終結した経緯がある。

そのため、審査請求人は、いじめ加害者の氏名やその親の氏名を知っており、このことは、当然、いじめ加害者側も知っていることであり、開示したとしても、開示したことにより、当該開示請求者以外の、個人の権利利益を害するおそれはない。

- (2) 部分開示の理由として、「県の機関の事務に係る個人情報であって、開示することにより、指導、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」としているが、本件は、審査請求人の〇〇が、いじめ被害にあった際の学校側の個別具体的な対応を記載した部分の開示を求めるとのものであり、当該学校側の対応は既に終了した内容である。

そのため、今後、審査請求人の〇〇に対する学校側の対応が行われることはないので、開示したとしても、指導、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられない。

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、〇〇教育委員会から愛媛県に提出された前述の文書1から文書3である。

また、本件処分において、実施機関が非開示とした部分は、審査請求人の子以外の生徒等の個人の内容に関する部分及び学校側の対応等に関する部分で、その理由は、これらの情報は条例第19条第2項第1号又は第7号に該当し、開示することにより審査請求人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため又は指導、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

これに対し、審査請求人は、いじめの加害者及びその親を相手に損害賠償請求訴訟を

提起し和解で終結した経緯があり、審査請求人は、いじめ加害者やその親の氏名を知っており、このことは、当然、いじめ加害者側も知っていることから、開示したとしても、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれはない。

また、今後、審査請求人の〇〇に対する学校側の対応が行われることはないので、開示したとしても、指導、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないとの理由から、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

## 2 本件処分に係る具体的な判断

### (1) 開示請求者以外の個人に関する情報

#### ア 文書1の加害児童生徒の学年、組、氏名、性別、生徒から確認がとれた内容及び生徒に対する指導の内容並びに開示請求者（審査請求人）以外の者との面談等の内容

実施機関では、当該情報は開示請求者及び開示請求者の子以外の個人に関する情報であり、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第19条第2項第1号に該当すると判断し、非開示としたとしている。

これに対し、審査請求人は、子の法定代理人として、いじめの加害者及びその親を相手に損害賠償請求訴訟を提起し、和解で終結した経緯から、審査請求人は、いじめ加害者の氏名やその親の氏名を知っており、このことはいじめ加害者側も知っていることであり、開示したとしても開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれはないと主張している。

実施機関の説明によると、条例の解釈及び運用基準で、開示請求者以外の者の権利利益を害するおそれがないものとして「開示請求者が当該個人情報を知っていることが客観的に明らかであるもの」が例示されているが、実施機関は審査請求人が提起した訴訟の当事者ではないため、審査請求人が当該訴訟の遂行によって如何なる個人情報を知ったのかを了知し得る立場になく、本件公文書に記載されている情報の中から「開示請求者が当該個人情報を知っていることが客観的に明らかであるもの」を選別して開示することは不可能である。

また、いじめ事案に係る学校側対応の経緯から、審査請求人が加害児童生徒の学年、組、氏名及び性別を知っていることは客観的に明らかであると認められるが、仮に氏名を非開示とし、学年、組、性別に限って開示したとしても、対象公文書には審査請求人の子及び加害児童生徒の部活動等様々な情報が記載されているため、特定の立場にある者はこれらの情報を照合して個人の特定に至る可能性があるなど（特定人基準）、当該情報は、児童生徒の個人情報の取扱いに関し極めて慎重な対応が要請されている昨今の社会情勢を鑑み、その最善の利益を考慮すると、その性質上極めて慎重な配慮がなされてしかるべきものであり、特定人基準により個人識別に至る可能性を考慮して非開示としたとのことである。

実施機関の上記説明には十分な合理性が認められ、当該情報は条例第19条第2項第1号に該当するとして非開示とした実施機関の処分は妥当である。

#### イ 文書2の長期欠席者の学年、性別、理由ごとの人数、審査請求人の子以外の長期

## 欠席者の氏名、学年、性別、理由及び 30 日に達した月

実施機関では、当該情報は開示請求者の子以外の個人に関する情報であり、開示することにより、開示請求者の子以外の個人の長期欠席の理由が特定され、当該個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 1 号に該当すると判断し、非開示としたとしている。

実施機関の上記説明には合理性が認められ、当該情報は条例第 19 条第 2 項第 1 号に該当するとして非開示とした実施機関の処分は妥当である。

### (2) 事務又は事業に関する情報

#### ア 文書 1 の学校側の対応等に関する部分

#### イ 文書 3 の「学校側の対応等」欄の記載内容及び「今後の方針や指導上の困難点」欄の記載内容

実施機関では、当該情報は本件いじめ事案に関する学校の個別具体的な対応を記載した部分であり、開示することにより、いじめ事案に係る県の指導、相談等の事務に関して関係者間の信頼関係を損なうなど、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 19 条第 2 項第 7 号に該当すると判断し、非開示としたとしている。

これに対し、審査請求人は、学校側の対応は既に終了した内容であるため、今後、審査請求人の子に対する学校側の対応が行われることはなく、開示を行ったとしても、指導、相談等に係る事務に関し、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは考えられないと主張している。

実施機関の説明によると、当該情報には、審査請求人に関する対応内容だけでなく、審査請求人以外の関係者に関する対応内容や、本件いじめ事案の関係者の言動等に関する学校側の考え方や対応方針等も含まれており、このような情報は、既に対応を終了した過去の事案に関するものであっても、開示することにより関係者間の信頼関係を損なうおそれがあることに変わりはない。

また、いじめ事案に関して学校が関係者から聞き取った内容が当該関係者以外の者に開示されることになれば、今後、関係者から率直な意見を聞き取ることが困難になるおそれがあるほか、いじめ事案の対応に当たる教職員が詳細な事実関係や率直な評価、意見を記述することをためらい、調査の記録が抽象化、形骸化する可能性があるなど、将来の同種の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとのことである。

実施機関の上記説明には合理性が認められ、当該情報は条例第 19 条第 2 項第 7 号に該当するとして非開示とした実施機関の処分は妥当である。

### 3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第 1 審査会の結論」とおり判断するものである。

### 第 6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年 8月10日	諮問
令和4年 9月12日	審査会（第1回審議）
令和4年11月14日	審査会（第2回審議）
令和5年 1月17日	審査会（第3回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
松 原 日出子	松山大学人文学部教授	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	